

1 序論

1995年から2001年まで、私は東京ドイツ商工会議所の法律関連サービス部門の部長として働いておりました折、獨協大学から「ドイツ語と就職」というテーマで講演をするように依頼を受けました。講演は、2001年6月27日に行われました。日本法専門の教授としてマールブルク大学に招聘されており、2001年の冬学期から教鞭を執ることが当時すでに知られておりましたので、獨協大学とマールブルク大学の協定が実現できるように尽力してほしいとのお願いを受けてお別れしたのです。日独の学術交流において獨協大学が果たした歴史的意義を知っておりましたので、マールブルク大学の担当委員会を納得させることは難しいことではありませんでした。学術交流協定は、ほどなく締結されました。マールブルク大学では後に日本センター所長となり、交流のお世話をすることは私の仕事のひとつでした。

こうしたことから、私は獨協大学について研究するようになりました。法学者として私が最も関心を寄せたのは、もちろん獨協での法学の発展でした。研究に役立ったのは、非常に丹念に記録された大学史 — 50周年¹、75周年²、100周年³記念誌があります — ばかりではなく、法学に特化した研究書2冊、すなわち堅田剛の『獨逸学協会と明治法制』⁴と新宮讓治の『獨逸学協会学校の研究』⁵です。

その意味では、今回取り上げられたテーマでのシンポジウムは、獨逸学協会学校創設125周年の2006年が最適であろうと思いました。そして2005/2006年は、「日本におけるドイツ年」として数多くの催しが実施された年でもあったからです。私の友人で現在は獨協大学名誉教授でハルトムート・ゲートケ氏 — この場を借りてお礼を申し上げます — の尽力にもかかわらず、シンポジウムの計画は実現しませんでした。そのため、今日このテーマで講演できることを嬉しく思います。そして、さらなる研究する価値のある多くの点が、まだ探求されていないことを明らかにしたいと思います。

2 出発点としての「不平等」条約

1639年の島原の乱の収束とともに、日本は鎖国政策をとってきました。外国人は日本へ

¹獨逸學協會學校五十年史、獨逸學協會學校同窓會、東京、昭和八年

²獨協學園七十五年史、獨協學園、東京、昭和三四年

³獨協百年第一号—第五号、獨協學園百年史編纂委員會、東京昭和五四-五六年

⁴東京:木鐸社 1999

⁵東京:校倉書房 2007

の入国を、日本人は出国を禁じられました。19世紀半ばになって、西欧列強は次第にこれを問題視するようになりました。こうした国々の開国努力がなされた後、いわゆる神奈川条約（1854年）で日本の開国に成功したのは、日本周辺の海域で操業し、遭難の危機に直面していた太平洋捕鯨艦船の保護を求め、北米大陸のフロンティア西端からさらに中国や香港まで西へと延びようとする蒸気船のための石炭基地を確保しようとしたアメリカ合衆国でした。さらにロシア、フランス、オランダおよびイギリスが後に続きました。これらの条約は、「不平等」条約とみなし得ます。日本に対する不平等な取り扱いは、1858年のいわゆる安政条約とも呼ばれる通商条約への変更によってさらにひどいものとなります。数年の後にポルトガル（1860年）とプロイセン（1861年）も日本と同様の協定を結びます。

不平等条約と呼ばれるのは、日本の国家主権が完全に認められていないためです。とりわけ3つの領域が主権の制限にかかっています。いわゆる領事裁判権というかたちで表れる在日外国人の治外法権、外国製品の輸入関税課税が契約対象国の意志に拘束される関税自主権の制限、そして日本が調印相手国のいずれかに与えた好条件を自動的に他の国にも認めるものの、日本にはそれが認められないという一方的な最恵国待遇です。

そのため、以後の時代の日本外交の目標は、諸条約改正をできるだけ早く実現し、日本の主権を回復することでした。条約相手国も、日本も「近代的な」法制度を整えれば交渉可能となる旨を明確に伝えていました。かくして日本は外国の法律と向き合わざるを得なくなったのです。

そして日本がとったいくつかの方法として、次のものがあります。

- ・外交官の派遣と駐在
- ・留学生による法学研究
- ・外国人法学教師の雇用
- ・海外の法文献の購入とその翻訳
- ・外国法のための法律学校設立

それぞれを別個に論じることは本来はできないのですが、講演時間の制限から法律学校についてのみ論じます。

3 法律学校

今話題にしている19世紀の70、80年代には、「不平等」条約の改正が成功しうるのか、対象となる異国のどれかひとつの法制度が使われることになるのか、むしろさまざまな法思想の混合が成功することになるのか、まったく明らかではなかったのです。いくつかの重要なデータがわかっています。明らかだったのは、条約相手となった国々の法制度に傾注しなければならないことであり、すでに調印した条約の改正が問題だったからです。同様に明らかだったのは、アメリカ合衆国やイギリスなどの「コモン・ロー」という法制は、

簡単には受け入れられないであろうことで、というのも、これらの国々においては、かつては今以上に、裁判所の判断が法の根源として重要だったからです。それに対して、フランス、オランダ、プロイセン、ロシアのようないわゆる大陸法に従う国々がありました。これらの国では、明文化された法が土台となっており、これらはすぐに日本語に翻訳可能だったのです。さらに明らかだったのは、条約相手国のうちには法制度が比較的新しい国があったことです。例えばフランスは、フランス革命（1789年）の結果、19世紀の初頭に新たな法を作っていました。かくして、関心の対象となる国の法制度を学ぶ法律学校を設立しようとしたのです。

1855年、幕府は洋学所を設置し、1856年には蕃書調所、1862年には洋書調所、同年の後半には江戸開成所となりました。1867年、さらに大学南校へと改変されます。同年には大学と訳しうる高等教育機関が生まれました。これは大学東校と既述の大学南校へと分離しました。大学東校では医学のみが、南校では法律も学ばれました。1871年からは南校とだけ呼ばれるようになり、1872年には東京開成学校となりました。同校では1874年からアングロサクソン系の法律が教えられました。これが1877年に東京大学となります。そして1886年には帝国大学と改称され、法学部は法科大学と呼ばれました。

1871年からは当時の司法省によって、フランス系の法律を教授する明法寮という学校が設立されました。この学校は1875年からは司法省法学校と改称され、さらに1884年には東京法学校として文部省の管轄下に入り、さらに1885年9月28日、東京大学法学部のフランス法学科となります。認可された私立法律学校はバラバラでした。フランス法は1880年に東京法学社として創立され、1881年改称の東京法学校で教授されました。この学校は1889年から1903年までは和仏法律学校、1903年から1920年までは和仏法律学校法政大学、1920年からは法政大学となります。フランス法の伝統は、今でも法政大学で守られています。新しい中央棟であるボアソナード・タワーは、当時招聘されていたフランスの法学教師の名前にもとづいて命名されました。彼の胸像は、最上階にあるメインの会議室を飾っています。岸本辰雄、宮城浩蔵、八代操という明法寮の卒業生たちが、1881年に別のフランス法系の法律学校を設立しました。これが明治法律学校で、著者のアルマ・マーテル（所属校）である明治大学の前身であり、2011年に創立130周年を迎えています。

専修学校は1880年にアングロサクソン系の法律と経済の学校として創設されました。早稲田は、1882年に東京専門学校として続きます。これもアングロサクソン系の法制を研究するためでした。アングロサクソン系の法制は、1885年に創設された英吉利法律学校、著者が学んだ今日の中央大学でも教授されました。

以上から2つのことが分かります。

- ・現在大きな大学として知られる高等教育機関の多くが法律学校として出発しています。早稲田大学や専修大学のようにその最初から経済学も教えられていました。
- ・アングロサクソン系とフランス系の法制の間で、そして国立教育機関、司法省法学校や東京大学と私立の学校の間で、ライバル関係が見られました。

この時期に獨協もその誕生の時を迎えています。すでに 1876 年、幾人かのドイツ滞在経験者が、北白川宮能久親王のもと獨逸同学会に集います。そこには品川彌二郎、青木周蔵、平田東助、山脇玄そして桂太郎（後に 1887 年から 1890 年まで第 2 代校長）がいました。そこから 1881 年、獨逸学協会が生まれます。同時に創設者としてさらに、ドイツ滞在経験はないものの、オイレンブルク使節団が贈り物としてもたらしたジーメンス&ハルスケの電信機の使用法を学ぶために蕃書調所でドイツ語を学ばなければならなかった加藤弘之（1890 年から 1903 年まで第 3 代校長）や、加藤弘之とは調所の同僚で数年のオランダ滞在経験がある西周（1883 年から 1887 年まで初代校長）、ロンドンとベルリンでの留学を終えて戻ったばかりの穂積陳重（以前は入江姓）が加わりました。1882 年には長年のベルリン留学を終えた大村仁太郎（1903 年から 1907 年まで第 4 代校長）も参加します。彼ら親独派は、次のことを認識していました。

- ・ 1870～1871 年の普仏戦争でのプロイセンの勝利。日本も軍事強国に関心を示していました。
- ・ 産業革命の成功。日本も経済的に自立しようとしていました。
- ・ ドイツにおける大陸法的な法制の存在。第二帝国の成立とともに進められたドイツ諸領間での法制統一は、該当諸領間での最新の法制度を整備することになりました。
- ・ 日本は 1868 年の明治維新、ドイツは 1871 年の第二帝国成立があり、新興勢力として両国が台頭した時期の同時性。
- ・ 例えば日本における天皇とドイツにおける皇帝のような国の制度に見られる構造的な類似。

4 獨協の法律部門

1883 年、獨逸学協会学校が設立されました。当初はそれぞれ 3 年制の初等科と高等科の 2 つのコースが置かれました。両コースは 1887 年に 5 年制の普通科に改編されました。普通科の卒業生は、当時、大学（当時はまだ東京大学しか存在しませんでした）の準備学校である第一高等中学校に入学するか、獨協の専修科に進むことができました。

専修科は 1885 年にはじめは 2 年コースとして設置され、すでに 1887 年には 3 年制に拡張されました。カリキュラムの内容は、国家公務員と裁判官の養成を目的としていました。1888 年、13 名の第 1 回卒業生が出ました。1893 年には専修科の新規入学が停止となり、1895 年、最後の学生たちが卒業しました。専修科は 10 年間のみ存続したのです。

教授内容については、カリキュラムが存在しているにしても、大枠のみがわかっています。他方、誰が教えていたかについては、はっきりとわかっていますが、日本人教員の学歴については多くのことが分かっていません。教授陣には、ドイツ人法学者が含まれていました。

名前	生没年	獨協在勤期間
ゲオルク・ミヒャエリス	1857～1936年	1886～1889年
エルンスト・デルブリュック	1858～1933年	1887～1889年
フェリックス・デルブリュック	1859～1924年	1887～1889年
ルートヴィヒ・ヘルマン・レーンホルム	1854～？年	1889～1890年
オトフリート・ニッポルト	1864～1938年	1889～1892年
ヨハネス・ヴェルニケ	1863～？年	1892年

日本語が上手だったとは言えないこれらドイツ人教師がどう授業していたかは、研究の余地があります。彼らの著作物を見る限り、彼らのだれも日本語やその文字を学んだ形跡が見えないのです。むしろ、教授される側からは、ドイツ語の知識の伝達が期待されていたわけです。翻訳・通訳の支援なしには、授業もそうとう困難だったと思われます。しかし、場合によっては口頭で話された法律の専門テキストを翻訳することができた者がいたのでしょうか。専修科の学生が、選考する普通科の課程でドイツ語の十分な知識を得て、法学の専門的な講義を理解できたとは思えません。さらに付け加えれば、専修科に入学した学生のなかには、普通科で学んで来なかった学生もいたのです。

とはいえ、専修科が成功であったことは疑うことはできません。1888年から1895年までに卒業生が8回世に出ました。164名の卒業生の多くが、行政官僚や裁判官として国家公務員となりました。教育の成功を考えると、存続期間が短いことに驚かされます。

その理由のひとつは、国立の東京大学との競合が挙げられるでしょう。1881年にベルリン留学から戻った穂積（入江）陳重は、同年に出身校である東京大学教授となっています。もっとも当時は東京開成学校と称していましたが。同じ年、獨逸学協会創設者のひとりである加藤弘之は、東京大学総理となりました。1年後、穂積陳重は東京大学法学部長となり、後には法学通論学科とならんで独逸法学科の学科長にもなります。遅くとも1887年には、東京大学でのドイツ法が教授されており、英吉利部、仏蘭西部、独逸部という学科名称からもわかるように、アングロサクソン系およびフランス系の法学と同等の地位を占めるようになっていきます。とりわけきわどいのは、数年にわたって加藤弘之が東京大学総理（のちに総長）であると同時に獨逸学協会学校長でもあったことですし、ドイツ人法学教師のルートヴィヒ・ヘルマン・レーンホルムは獨協での1年の後に東京大学に転出していることです。

専修科が早い時期に閉鎖されたもうひとつの理由は、公務員国家試験における法整備にあると思われます。既述の通り、1888年に最初の13名の卒業生が出ました。彼らは私立の五大法律学校（専修、明治、早稲田、法政と中央）の卒業生とならんで、同年はじめて実施された第一回司法省法官等と行政官—文官高等官試験を受けることができたのです。ドイツ語およびドイツ法部門の試験委員会には、他のドイツ人法学者とならんで獨協専修科のドイツ人教員たちも属していました。第1回帝国議会の第1任期中の1891年に法律が

改正され、これにより、公務員試験（高等試験）は一時的に廃止されました。その結果、廃止期間中には帝国大学（東大）の卒業生のみが選抜されることとなります。そればかりか、1892年になると国家試験である判事検事登用試験も実施されませんでした。ここでも帝国大学の卒業生だけしか裁判官の道に進むことができませんでした。私立法律学校の特権を廃止するように求める声が高まるにつれ、獨協の学生にとって将来は不安定なものとなり、入学希望者もためらうこととなります。1893年、翌年から獨協の卒業生も国家公務員試験を再び受験できることが告知されます。まだ残っていた学生がこの機会を利用したのかは明らかではありません。いずれにしても、新たな法改正によって、専修科閉鎖が変更されることはありませんでした。さらには1895年の三国干渉（ドイツ、フランス、ロシア対日本）によってドイツ法に対する評価が下がり、国家公務員試験の受験が可能になったにしても専修科にかつての活気を取り戻すことができなくなったことも考えられます。興味深いことに、当初は2年制だった専修科が3年制に拡大されたことです。その理由としては、とりわけ他の私立法律学校と同等の地位を求め、いわゆる司法省指定学校として卒業生を国家試験に送り込むことができるようにするためだったと言えます。

専修科が廃止された第3の重要な理由は、国からの支援が停止されたことにあると思われます。第1回帝国議会の第1任期中の1894年、私立法律学校に対する援助が打ち切られました。これは特に獨協にとって厳しいものでした。というのも、獨協は日本政府内のさまざまな省庁からの多額の援助を受けていたからであり、ドイツ人教員の給与も非常に高額だったからです。獨協がドイツ政府に経済的な援助を求めたかどうかは不明です。議会の決議が獨協だけを狙ったものかも、疑問の余地があります。いずれにしても、1894年当時、日本は中国と戦っており、財政的な余裕はなかったはずで

さらには、経営陣に法学者がいなかったこともあり、あまりに軽率に専修科を放棄してしまったことも考えられます。獨協の普通科の優等卒業生は1887年の当時のシステムでは東京大学の予備門である第一高等中学校に入学できることで納得したのではないのでしょうか。

その他にも、ドイツ語とドイツ法に詳しい国家公務員を養成するという当初の目標が、東大において実現されたことも、専修科廃止の理由として挙げられます。他方で、専修科を存続させるために、たとえばなぜ弁護士（代言人）養成の道を探らなかったかは明らかではありません。

専修科が存在した短い期間に限って考察しても、多くの疑問が残されます。とりあえず言えることは、獨協が日本におけるドイツ法教育の定着のために他に例のない位置を占めていたことです。灯台で法学部に独逸法学科が設立され、本格的なドイツ法の教授が始まったのが1887年であるのを鑑みれば、1885年に設立された獨協の専修科は、日本で最初のドイツ系法律学校なのです。

5 その後の展開

獨協が専修科を廃止した後も、ドイツ法研究において特別な位置を占めたかについて考察する必要があります。大学の法学部というかたちで法律を学ぶ部門は、1967年まで待たねばなりません。法学部においてドイツ法がいかなる意義を持っているかについては、研究の余地があります。ドイツ法講座は、東大であればルートヴィヒ・ヘルマン・レーンホルム（1890～1911年）、テオドーア・シュテルンベルク（1913-1918年）、三瀧信三（1916～1930年）、山田晟（1945～1968年）、村上淳一（1969～1993年）、海老原昭夫（現在）が教授してきましたが、獨協では特にも受けられていません。ドイツ法はカリキュラムのなかでどのような位置を担っているのでしょうか。日本の他の大学と比較して、教員数の最も多いドイツ語学科は、法学部のドイツ法の授業に関わっているのでしょうか。法学部教員のうち、ドイツ法を研究しているのは何名くらいいるのでしょうか。ドイツ語のできる教員はどれくらいいて、ドイツに滞在したことがある教員はどれくらいいるのでしょうか。ドイツの法学部との交流協定はあるのでしょうか。こうした問いが明らかにされる必要があります。

6 未来への展望

日本においてその後もドイツ法の研究が進められた経緯には、いくつもの理由があります。

明治期およびそれ以降におけるドイツ法の受容については、まだ十分に解明されていません。このプロセスにおける滞日ドイツ人法学者の意義はいまだかつて光が当てられていないのです。その理由としては、彼らの所見、講義録、その他の筆記物などがこれまで部分的にしか発見されておらず、見つかったも、特に当時の現在とは異なる筆記体のために簡単に読解することができないことが挙げられます。これらの資料から作成された日本語の翻訳も、当時の書体で書かれているために読解が困難であることが多いのです。

大陸法は、すでに論じたように、手早く手間暇のかからない解決法でした。そしてドイツ法は、まさにこの大陸法に属するのです。

さらに、ドイツと日本の社会構造は、大きな類似を見せています。ともに経済大国であり、第三国に多額の投資を行い、先進技術を維持し、人口発展の面でも似ています。こうした類似が、経済関連法、産業財産権の法的保護、青年後見制度といった法律の領域に現れています。

ドイツが当初から積極的に関わってきた欧州連合の発展は、加盟国の法制度という視点を入れることで、はじめて有効な理解をすることが可能になります。加盟国の視線からではなく、上からの高い点から見るとは、諸機関の関係を調整するEU法の一般的な部分

にのみ有効です。これは、東アジアにおける同様の展開を鑑みると、研究する意義のある分野であるといえます。

ドイツにおける日本法研究については、まだまだ望むべきことは多いのは当然ですが、それでも 1980 年代からは一定の深化が認められます。日本でドイツ法と明記した大学の講座は、東大、大阪市立大、明治大の 3 つがあるのに対し、ドイツで日本法を謳う講座は 1 つのみです。とはいえ、ドイツには日本語圏外で国際的に知られた日本法研究の雑誌がありますし、独日法比較をテーマにした、独日労働法協会(Deutsch-Japanische Gesellschaft für Arbeitsrecht)や独日法律家協会(Deutsch Japanische Juristenvereinigung)などの組織があります。

このように、さまざまな要素が挙げられます。ここではひとつだけ述べさせていただきます。ドイツの文化政策は、明らかに二国間の大学協力に向けられています。最近ではトルコと韓国の大学との関係が挙げられます。日本はその経済的地位によってドイツにとって五指に入るパートナーであるにもかかわらず、まだ実現に至っていません。獨協の名にドイツを表す「獨」の字が入っている以上、パートナーとしてもっとも実現可能であろうと思います。

(訳：矢羽々崇)